

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月12日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	三井 経 光
同	池田 清

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (24年度)	過去3年の措置状況(1) (平成26年度)	過去3年の措置状況(2) (平成27年度)	過去3年の措置状況(3) (平成28年度)	平成29年度の措置状況	担当課
2 企業会計 (3) 下水道事業会計 エ 帳簿及び請求書等の保存について(意見) (報告書98～99ページ)	<p>消費税法第30条第7項において、課税事業者は課税仕入れ等の税額控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないと規定し、帳簿については、帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、請求書等は、受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間とされている。</p> <p>帳簿については上下水道局経営管理課の平成22年度ファイル基準表によると総勘定元帳兼内訳簿等は電磁的記録を含め保存年限を10年、請求書等の支払証拠書類(支払調書)も10年としており適法な保存がされている。実務では帳簿及び伝票(支払調書の表紙)は電磁的記録でも保存されている。電磁的記録の保存年数については必ずしも明示されていないので保存年数を明示することを検討されたい。また帳簿を電磁的記録で保存する場合は、「電子帳簿保存法(通称)」の承認を受けることを検討されたい。</p>	<p>電子帳簿保存法の承認については、費用対効果を勘案しながら研究する。</p>	<p>上下水道局においては、電子決裁による会計処理を導入していないため、帳簿及び伝票(支出調書)については、押印決裁による紙保存により適切に管理している。</p> <p>そのような現状においては、電子帳簿保存法の承認は必要ないが、将来的に必要となった場合には、適切に対応したい。</p>	<p>上下水道局においては、電子決裁による会計処理を導入していないため、帳簿及び伝票(支出調書)については、押印決裁による紙保存により適切に管理している。</p> <p>そのような現状においては、電子帳簿保存法の承認は必要ないが、将来的に必要となった場合には、適切に対応したい。</p>	<p>電磁的記録の保存については、税務署長の承認が必要となる。</p> <p>そのため、上下水道局の消費税関係の帳簿等について、電磁的記録による保存の移行が容易なものと現実的に困難なものとを精査した上で、所轄税務署と協議したい。</p> <p>その上で、電磁的記録での保存が有効であると考えられる帳簿等については、税務署長の承認を受けるとともに、ファイル基準表等の必要な見直しを行い、電磁的記録による保存方法に変更したい。</p>	<p>所轄税務署と協議後、電子帳簿保存法の申請に必要なシステム要件について、局財務会計システム受託事業者への確認等をしたところ、一部対応していないことが判明した。</p> <p>なお、上下水道局においては、伝票類の決裁を押印により行っており、消費税法で保存が義務付けられている帳簿及び伝票(支出調書)については、紙文書により適切に管理・保存している。</p> <p>そのため、現時点で電子帳簿保存法の承認は不要であるが、将来的に必要となった場合は、適切に対応したい。</p>	上下水道局総務課